

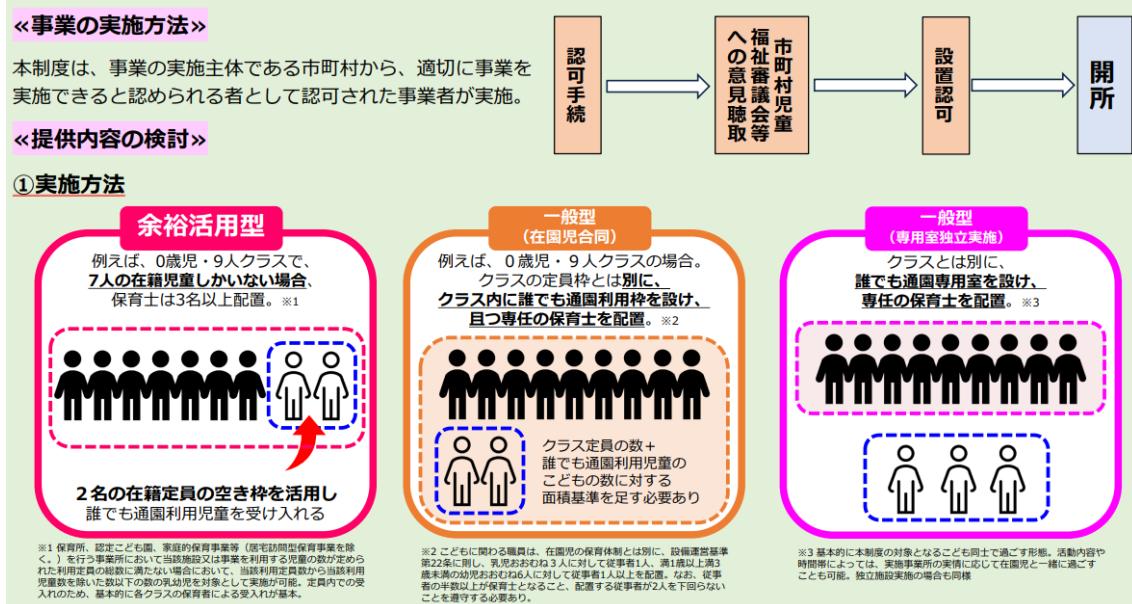
乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の実施について

乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）とは

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者についての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。



実施方法



クラス定員とは別で定員枠や専用室を設け専任の保育士を配置する一般型（在園児合同又は専用室独立）、又は定員の空き枠を活用する余裕活用型がある。なお、余裕活用型の実施施設は保育所、認定こども園、家庭的保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く）に限られます。

②受け入れる子どもの年齢、時間枠等

受け入れる子どもの年齢、時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、事業所の実情に応じ設定。

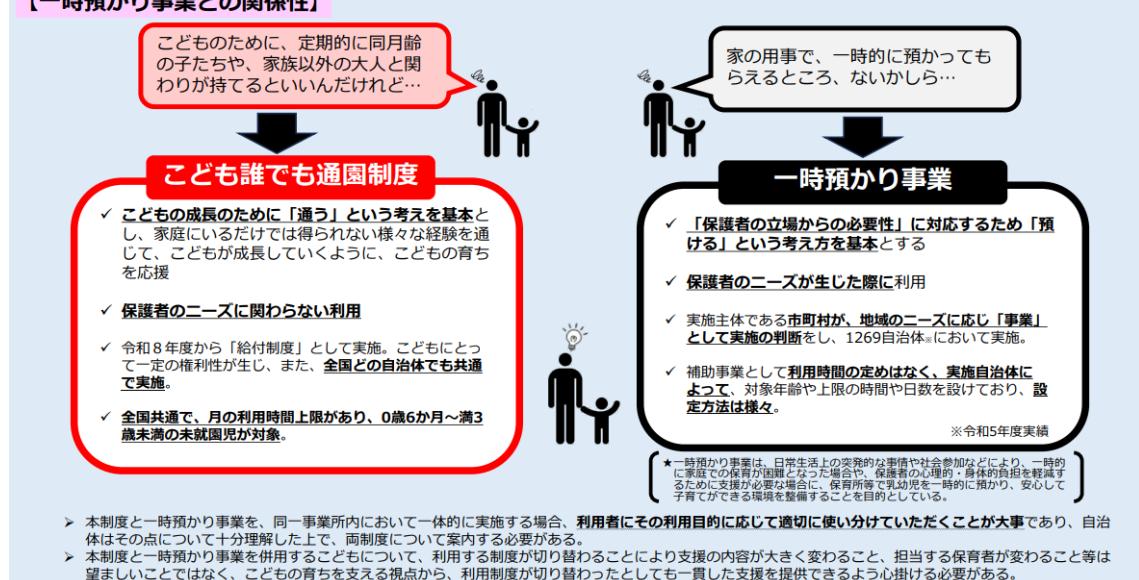
③利用パターン



子どもの育ちの観点から、特定の事業所と関係性を構築しながら継続的な利用を図りつつ、その際に利用パターンを組み合わせて運用していくことも考えられる。

一時預かり事業との関係性

【一時預かり事業との関係性】



こども誰でも通園制度は子どもの成長を目的とした全国共通の制度であり、月の利用時間上限や対象年齢が設けられている。一方、一時預かりは急な用事等保護者のニーズが生じた際に利用する制度であり、地域の実情に応じて実施され、利用時間や対象年齢など実施方法は様々です。

能勢町における乳児等通園支援事業について

令和8年4月から、のせ保育所において以下の内容により実施を予定しています。

実施形態：余裕活用型

利用定員：各年齢（0歳児、1歳児、2歳児）1人

基本指針等の改定に伴う対応について

乳児等通園支援事業の創設に伴い、国が示す基本指針が改定され、以下の内容を市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが必要となりました。第3次能勢町子ども・子育て支援事業計画において、同内容を記載していることから、計画の変更は行いません。

・基本的規定事項として、乳児等通園支援の量の見込みと供給体制の確保の内容及びその実施時期を位置付けること。

→計画 51 ページにおいて、量の見込み、確保方策及び実施時期について記載しています。

・基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置付けること。

→計画 24 ページにおいて、保育所・認定こども園（幼稚園）等における子育て支援について記載しています。